

四日市市告示第493号

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年四日市市告示第195号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報の提供)</p> <p>第5条 市長は、前3条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、三重県、三重県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p>	<p>(情報の提供)</p> <p>第5条 市長は、前3条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、三重県、三重県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) 役員の名、生年月日及び住所</u></p>

第2号様式及び第4号様式を、次のように改める。

第 2 号様式

第2号様式（第3条関係）

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業  
 (旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービス)  
 サービス事業所 変更届出書

年 月 日

四日市市長

所在地

事業者 名称

印

代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、介護保険法の規定に基づき、届け出ます。

		事業所番号												
指定内容を変更した事業所（施設）		名称												
		所在地 〒												
サービスの種類		訪問型サービス ・ 通所型サービス												
変更があった事項		変更の内容												
1	事業所・施設の名称	(変更前)												
2	事業所・施設の所在地													
3	申請者の名称													
4	主たる事務所の所在地													
5	代表者の氏名、住所及び職名													
6	登録事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)	(変更後)												
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等													
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所													
9	運営方針													
10	その他													
変更年月日		年 月 日												

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください  
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

この届出についての連絡先  
 担当者：  
 TEL：  
 FAX：

第4号様式

第4号様式（第4条関係）

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業  
 （旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービス）  
 サービス事業所 指定更新申請書

年 月 日

四日市市長

住所  
 申請者 (所在地)  
 氏名  
 (名称及び代表者氏名)

印

介護保険法に規定する第1号事業所（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護）として指定更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

	フリガナ 名称				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市 (ビルの名称等)			
申請者	連絡先	電話番号		FAX 番号	
	法人の種類別		法人所轄庁		
	代表者の職・氏 名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 ー ) 県 郡市 (ビルの名称等)			
事業所	フリガナ 名称				
	所在地	(郵便番号 ー )			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき				
	フリガナ 名称				
	所在地	(郵便番号 ー )			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
管理者の氏名、生年月日		フリガナ 氏名		生年月日	
管理者の住所		(郵便番号 ー ) 県 郡市 (ビルの名称等)			
現に受けている指定の有効期間満了日					
違反要件に該当しないことを誓約する書面		別添のとおり			
事業所番号					

備考1 「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。

2 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の規定に基づいて作成した申請書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)